

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第44号

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成7年郡山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（一般廃棄物の処理） 第26条 （略） 2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第4項に規定する基準に基づき処理しなければならない。 3・4 （略） （<u>非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る報告書等の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類</u>） 第35条の13 <u>非常災害廃棄物処理受託者、非常災害廃棄物処理再受託者若しくは法第6条の2第3項後段の規定による処分の委託を受けた者又は特別管理非常災害廃棄物処理受託者、特別管理非常災害廃棄物処理再受託者若しくは法第6条の2第5項後段の規定による処分の委託を受けた者</u>（以下「<u>非常災害廃棄物処理受託者等</u>」という。）が行う法第9条の3の3第3項の規定による同条第1項及び第2項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（次条、第35条の15及び第35条の17において「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（次条、第35条の15及び第35条の18において「報告書等」という。）の公衆への縦覧並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（次条及び第35条の16において「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類は、政令第5条第1項に規定す	（一般廃棄物の処理） 第26条 （略） 2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第3項に規定する基準に基づき処理しなければならない。 3・4 （略） （<u>災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書等の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類</u>） 第35条の13 <u>市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者</u>（以下「<u>災害廃棄物処分受託者</u>」という。）が行う法第9条の3の3第2項の規定による同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（次条、第35条の15及び第35条の17において「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（<u>以下この条、次条、第35条の15及び第35条の18において「報告書等」という。</u>）の公衆への縦覧並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（次条及び第35条の16において「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下この条から第35条の18までにおいて「施設」という。）とする。

るごみ処理施設のうち焼却施設（以下この条から第35条の18までにおいて「施設」という。）とする。

（非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る報告書等の縦覧の公告）

第35条の14 非常災害廃棄物処理受託者等は、法第9条の3の3第3項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（次条において「縦覧の場所」という。）及び期間（次条及び第35条の16において「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 非常災害廃棄物処理受託者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2)～(9) （略）

（非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る報告書等の縦覧の場所及び期間）

第35条の15 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 非常災害廃棄物処理受託者等の事務所

(2)・(3) （略）

2 （略）

（非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限）

第35条の16 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 非常災害廃棄物処理受託者等の事務所

(2) （略）

2 （略）

（非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る生活環境影響調査と環境影響評価との関係）

第35条の17 （略）

（非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る報告書等に関する

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書等の縦覧の公告）

第35条の14 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（次条において「縦覧の場所」という。）及び期間（次条及び第35条の16において「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2)～(9) （略）

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書等の縦覧の場所及び期間）

第35条の15 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2)・(3) （略）

2 （略）

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限）

第35条の16 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2) （略）

2 （略）

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る生活環境影響調査と環境影響評価との関係）

第35条の17 （略）

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書等に関する他の市

他の市町村との協議) 第35条の18 市長は、<u>非常災害廃棄物処理受託者等</u>による施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>非常災害廃棄物処理受託者等</u>をして当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書等の写しを送付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。 (1)～(3) (略)	町村との協議) 第35条の18 市長は、<u>災害廃棄物処分受託者</u>による施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>災害廃棄物処分受託者</u>をして当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書等の写しを送付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。 (1)～(3) (略)
--	---

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。